



平成25年 9月 5日

一般社団法人

東京建設業協会

会長様

国土交通省関東地方整備局
関東技術事務所長

「災害時における災害応急対策業務に関する協定」
追加公募の周知依頼について

国土交通省関東技術事務所では、標記協定につきまして昨年度協会員の皆様への周知をお願いしたところですが、災害時の体制のさらなる充実、強化を図りたいことから、平成25年9月2日から標記協定について追加公募手続きを始めました。つきましては、貴協会員の皆様への再度の周知をお願いいたします。

本協定は、関東技術事務所が実施する災害応急対策業務に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、建設機械及び資材等の提供等の要請について、その方法を定め、災害応急対策業務を円滑に行うことで、被災施設等の早期復旧、被災箇所の被害拡大防止に資することを目的としています。

今回の公募では、協定業務の内容を9項目に区分し、応募者が自由に選択できる方式とし、当事務所の備蓄資機材の運搬、災害対策用機械の運搬・現地設営、備蓄燃料の運搬のほか、協定社が保有する燃料や資材の供給という幅広い内容で募集し、平成25年度の一般競争入札参加資格業者であれば、「一般土木工事」、「維持修繕工事」「機械設備工事」の認定者のほか、「物品の販売」や「役務の提供等」の認定者でも応募できるようにしました。

また、本業務の協定者は、関東地方整備局の事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の信頼性・社会性で「地域貢献度」として加算評価されます（対象となる施工都県は、当事務所の活動拠点となる区域である千葉県のほか埼玉県、群馬県とします）。

貴協会におかれましては、本協定の主旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、協定公募に関する資料は、下記の関東技術事務所のホームページをご覧ください。

URL:<http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.htm>